

○那須町児童生徒就学援助費支給要綱

(平成 23 年 4 月 21 日教育委員会告示第 9 号)

改正 平成 26 年 3 月 11 日教育委員会告示第 15 号 平成 29 年 7 月 14 日教育委員会告示第 3 号
平成 30 年 4 月 16 日教育委員会告示第 10 号 平成 30 年 12 月 28 日教育委員会告示第 15 号
令和元年 7 月 5 日教育委員会告示第 1 号 令和 3 年 4 月 1 日教育委員会告示第 12 号

(目的)

第 1 条 この告示は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行なうことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 那須町立の小中学校に在籍する者又は町内に住所を有し、町外の公立小中学校に在籍する者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒を保護する者をいう。

(対象者)

第 3 条 就学援助を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者であって、那須町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した者とする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 次のいずれかに該当し、教育委員会が前号に規定する者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者(以下「準要保護者」という。)

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金の保険料の減免
- (キ) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条に基づく保険税の減免又は徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付手当ての支給
イ ア以外で学校長又は民生委員が援助を必要と認める者
(援助費)

第4条 就学援助費の種類及び支給額等は、別表第1に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、学校長を経由して、教育委員会に申請するものとする。

2 前項の申請に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就学援助申請書(様式第1号)
- (2) 前年度の所得を証する書類(所得証明書又は非課税証明書)
- (3) その他教育委員会が必要とする書類

3 中学校入学に伴い必要となる学用品費(以下「入学準備金」という。)の申請は、教育委員会が指定する日までに就学援助費(入学準備金)受給申請書兼口座振替依頼書(様式第2号)を提出するものとする。

(認定等)

第6条 教育委員会は、前条に基づく申請を受けた場合は、申請内容を速やかに審査の上、認定の可否を決定するとともに、その結果を速やかに学校長を通じて、当該申請者に通知する。

2 教育長は、前項の認定を行なうために必要があるときは、学校長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 認定の有効期限は、別表第2の定めるところによる。

4 認定期間は、次の各号のいずれかに該当したときに終了する。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(事務処理の委任)

第7条 申請者は、その請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。

2 委任を受けた学校長は、当該委任状を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

援助費の種類	交付額	対象者
--------	-----	-----

	小学校	中学校	
学用品費	11,420 円以内	22,320 円以内	町内に住所を有する児童生徒の準要保護者
通学用品費 (第1学年を除く。)	2,230 円以内	2,230 円以内	
新入学学用品費等	50,600 円以内	57,400 円以内	
校外活動費	実費 (交通費・見学料等)	実費 (交通費・見学料等)	
修学旅行費	実費	実費	町内に住所を有する児童生徒の準要保護者又は要保護者
学校給食費	実費	実費	町内の小中学校に在籍する児童生徒の準要保護者
通学費	実費	実費	町内に住所を有し、町内の小中学校に在籍する準要保護者
医療費	実費	実費	町内の小中学校に在籍する児童生徒の準要保護者又は要保護者

別表第2(第6条関係)

申請受理	認定の有効期間	備考
当該年度 4/1～4/15	当該年度 4/1～当該年度の末日	
当該年度 4/16～5/15	当該年度 5/1～当該年度の末日	
当該年度 5/16～6/15	当該年度 6/1～当該年度の末日	
当該年度 6/16～7/15	当該年度 7/1～当該年度の末日	
当該年度 7/16～8/15	当該年度 8/1～当該年度の末日	
当該年度 8/16～9/15	当該年度 9/1～当該年度の末日	
当該年度 9/16～10/15	当該年度 10/1～当該年度の末日	
当該年度 10/16～11/15	当該年度 11/1～当該年度の末日	
当該年度 11/16～12/15	当該年度 12/1～当該年度の末日	
当該年度 12/16～1/15	当該年度 1/1～当該年度の末日	
当該年度 1/16～2/15	当該年度 2/1～当該年度の末日	
当該年度 2/16～3/15	当該年度 3/1～当該年度の末日	
当該年度 3/16～3/31	当該年度の翌年度 4/1～当該年度の翌年度の末日	

附 則(平成26年3月11日教育委員会告示第15号)

この告示は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年7月14日教育委員会告示第3号)

この告示は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年4月16日教育委員会告示第10号)

この告示は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月28日教育委員会告示第15号)

この告示は、平成31年1月1日から適用する。

附 則(令和元年7月5日教育委員会告示第1号)

この告示は、告示の日から適用する。

附 則(令和3年4月1日教育委員会告示第12号)

この告示は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

就学援助費受給申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

就学援助費(入学準備金)受給申請書兼口座振替依頼書

[別紙参照]